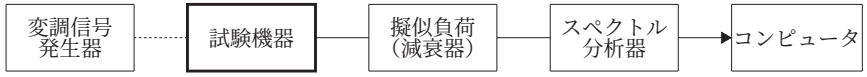
四　占有周波数帯幅及び拡散帯域幅

1　測定系統図



2　測定器の条件

スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	設備規則に規定する許容値の約２倍から約3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則に規定する許容値の３％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルによる影響を受けずに測定できるレベル
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3　試験機器の状態

試験周波数に設定し、標準符号化試験信号により変調する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２のように設定する。

⑵　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑶　全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑷　全データの電力総和を算出し、「全電力」とする。

⑸　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%（拡散帯域幅の場合は５％）になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」とする。

⑹　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%（拡散帯域幅の場合は５％）になる限界データ点を算出する。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

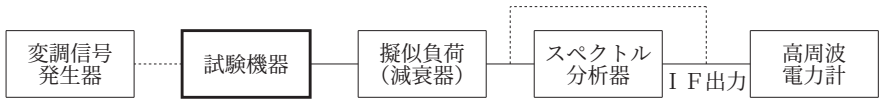
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅は、「上限周波数」と「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。

六　空中線電力の偏差

1　測定系統図



注　擬似負荷（減衰器）の出力に直接高周波電力計を接続するのは、直接拡散方式以外の方式を用いるものの総電力を測定する場合とする。

2　測定器の条件

⑴　スペクトル分析器の分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅を測定し、帯域幅を１MHz等価帯域幅に補正する。ただし、拡散帯域幅が１MHz以下の場合は、「拡散帯域幅（MHz）／等価雑音帯域幅（MHz）」が１を超える場合にのみ補正を行うものとする。

⑵　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、スペクトル分析器に最適動作入力レベルを与える値とする。

⑶　空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	50MHz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
トリガ条件	フリーラン
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

⑷　直接拡散方式を用いるものにおいて、空中線電力を測定する場合のスペクトル分析器を次のように設定する。この場合において、高周波電力計をスペクトル分析器のＩＦ出力に接続した状態で、高周波電力計の指示値を試験機器の出力点に対して較正しておく。

中心周波数	最大電力を与える周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引モード	連続掃引

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的バースト送信状態とする。

⑵　試験周波数及び試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号により変調する。

4　測定操作手順

⑴　直接拡散方式を用いるものの場合

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定する。

イ　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、１MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。

ウ　高周波電力計をスペクトル分析器のＩＦ出力に接続する。

エ　スペクトル分析器を２⑷のように設定する。

オ　空中線電力は、次のとおりとする。

㋐　連続波のとき　　高周波電力計の指示値を２⑴により補正した値

㋑　バースト波のとき　連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

⑵　周波数ホッピング方式又は直接拡散方式と周波数ホッピング方式の複合方式を用いるものの場合

ア　各ホッピング周波数における出現確率が均一であることを提出された書面により確認し、各ホッピング周波数における出現確率が均一であるときは以下の方法により実施する。

㋐　高周波電力計を擬似負荷（減衰器）の出力に接続し、総電力を測定する。

㋑　総電力を拡散帯域幅で除し、１MHz当たりの平均電力を算出する。